

# 平成28年熊本地震の発生に伴う 「雇用調整助成金」の特例を実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもの。

## 【特例の対象となる事業主】

平成28年熊本地震の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

(平成28年熊本地震の影響による休業等であれば熊本県以外の事業所でも利用可能)

※ 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

## 【特例の内容】

本特例は、休業等の初日が平成28年4月14日から平成28年10月13日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用する

- ① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ② 平成28年熊本地震発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ③ 休業を実施した場合の助成率を引き上げる(九州各県内の事業所に限る)  
【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】
- ④ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ⑤ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、  
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする  
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする
- ⑦ 平成28年7月20日までに初回の計画届を提出した場合、事前に計画届が提出されたものとみなし、平成28年4月14日以降に開始された休業等について遡及適用する